

永平寺町重度障害者(児)医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和6年11月25日

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町規則第26号

永平寺町重度障害者(児)医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

永平寺町重度障害者(児)医療費の助成に関する条例施行規則(平成18年規則第70号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「被保険者又は組合員に係る加入保険証の記載事項」を「被保険者又は組合員に係る加入保険資格確認証、資格情報通知等の記載事項」に改める。

様式第2号中「被保険者証・組合員証」を「資格確認書、資格情報通知等」に改める。

様式第3号中「被保険者証(又は組合員証)」を「資格確認書、資格情報通知等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に交付された永平寺町重度障害者(児)医療費受給者証(様式第3号)の有効期間までは、この規則の施行後も、なおその効力を有する。